

今月のトピックス

令和4年3月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL: <http://slmo.co.jp/>

※QRコードで弊社HPへアクセスできます ⇒



【令和4年度の健康保険・介護保険料率改定のお知らせ】

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している方の都道府県別の令和4年度健康保険料率・介護保険料率が決定致しました。

全国一律適用となる介護保険料率については**1.80%から1.64%へ引き下げ**となります。

	介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
東京都	9.81% (9.84%)	11.45% (11.64%)
埼玉県	9.71% (9.80%)	11.35% (11.60%)
神奈川県	9.85% (9.99%)	11.49% (11.79%)
群馬県	9.73% (9.66%)	11.37% (11.46%)
栃木県	9.90% (9.87%)	11.54% (11.67%)
茨城県	9.77% (9.74%)	11.41% (11.54%)
千葉県	9.76% (9.79%)	11.40% (11.59%)

(カッコ内は令和3年度保険料率)

※変更後の健康保険料率・介護保険料率の適用は**令和4年3月分(4月納付分)から**となります。

※健康保険組合に加入されている方の料率は各組合により異なります。各組合までご確認下さい。

【運転前後のアルコールチェックの義務化について】

乗車定員数が**11人以上の自家用自動車**を1台以上、または**その他の自家用自動車**を5台以上ある事業所ごとに選任される安全運転管理者(※)の業務の中で、運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されます。

令和4年4月1日～	<input type="checkbox"/> 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
	<input type="checkbox"/> 酒気帯びの有無の確認について記録し、 記録を1年間保存 すること
令和4年10月1日～	<input type="checkbox"/> 運転者の酒気帯びの有無の確認を、 アルコール検知器 を用いて行うこと
	<input type="checkbox"/> アルコール検知器を常時有効に保持すること

(※)安全運転管理者とは、使用者に代わって具体的なチェックを行うことを目的として、交通安全教育や安全運転に必要な業務を実施するもので、20歳以上で実務経験2年以上、過去2年間に一定の違反行為をしていない等の要件を満たし、公安委員会へ届け出たものことです。

安全運転管理者の選任についてはお近くの警察署交通課へお問い合わせください。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

【 今月の担当 : 町田 】